伊丹市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱（令和３年４月制定）

（趣旨）

第１条　この要綱は，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１０条の２及び市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成２９年３月３１日付け雇児発０３３１第４９号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国要綱」という。）に基づき，子ども及びその家庭並びに妊産婦等の福祉に関し，実情の把握，情報の提供，相談，調査，指導，関係機関との連絡調整及びその他の必要な支援を行うため，伊丹市子ども家庭総合支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施に関し，必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は，伊丹市とし，その主管課はこども福祉課とする。

（対象者）

第３条　事業の対象者は，市内に所在する全ての子ども及びその家庭(里親及び養子縁組を含む。以下同じ。)並びに妊産婦等とする。

（事業内容）

第４条　事業の内容は，次に掲げるものとする。

⑴　子ども家庭支援全般に係る業務

⑵　要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

⑶　関係機関との連絡調整

⑷　前３号に掲げるもののほか，市長が特に必要であると認める業務

（職員の配置等）

第５条　センターには，第４条の事業を実施するため，国要綱に基づき，職員を配置するものとする。

２　前項の職員は，国要綱等に定める資格を有する者とする。

（細則）

第６条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。